

第 1 4 回 議会運営委員会

令和 6 年 8 月 21 日（水） 5 階 第 1 委員会室	開 会 9 時 0 0 分 閉 会 9 時 5 0 分
------------------------------------	--------------------------------

午前 9 時 00 分 開会

○委員長（樋田翔太君）

それでは、皆さん、おはようございます。

これから、議会運営委員会を始めますが、最近、地震等災害の懸念が高まっているということと、豪雨災害も、この辺りはあんまり被害がなかったと思いますが、そういった災害等も増えているような状況です。

でも、この夏を乗り切って、防災訓練等で危険時、非常時の対応についてしっかりと考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、ただ今から、令和 6 年第 14 回議会運営委員会を開催いたします。

ここで、市長より挨拶をお願いします。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

おはようございます。

朝夕は少し過ごしやすくなってきたのかなと思いますけど、まだ日中は熱中症の心配もございしますので、警戒しながらということに思ってますけども、今、委員長が言われましたように、防災のことに触れになりましたけども、先日、日曜日に瑞浪地区の防災訓練がありました。いつもは中央公園で実践的な防災訓練でしたけど、今回は図上での訓練ということで、申し訳ないけど、8 月 16 日のお盆の日に、地元の皆さんがゆっくりしたいときとか、休みたいときに開催されましたので、特に瑞浪地区は集まるかと大変心配していました。

が、実際は、100 人を超える、担当の議員も出席してみえましたが、びっくりしました。

やっぱり能登半島もあったし、南海トラフもありましたので、皆さんも防災に対する認識が高いかなと思いましたが、あれだけ人集めの弱い瑞浪地区で、あれだけの榛葉委員も防災会で指導に入っていただきましたけど、そういうようなこともありました。

また、その内容が、本当に皆さんが考えさせられるようなカリキュラムを組んでみえたので、私も一緒に想定してやらせてもらいましたが、全然、防災の意識があるようで、ある面では実践的じゃないかということを改めて再確認しました。

もう少し自分で、家族で、地震のときはどうする、水害のときはどうする、土砂災害の危険性があるときはどうするというような形で、それぞれの災害の状況に応じてどうしたらいいかということ、もう一回、家族で相談しないと、また地域の隣近所で確認しなきゃいけないと、重要だなということに気づかされる、大変中身の濃い防災訓練でしたので、すばらしかったなと思います。

ぜひ、ああいう防災訓練をまた地域でやっていただければいいのかなと。

今度は市制70周年ということもありますので、市を挙げての総合防災訓練がありますけども、これはどちらかというと、多分、防災ショーみたいな状況になると思いますので、それも一つは3年に1回ぐらいは大事かもしれませんが、各地区も少人数でも実践的な訓練とか、図上訓練というのは、改めて必要だなと思いました。災害が多いシーズンになりますので、備えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、令和6年第4回瑞浪市議会定例会に上程させていただきます議案がまとまりましたので、理事（兼）総務部長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（樋田翔太君）

ありがとうございます。

○委員長（樋田翔太君）

それでは、議題に入ります。

1、令和6年第4回瑞浪市議会定例会についてを議題とします。

はじめに、本定例会の提出議案について説明を求めます。

理事（兼）総務部長 正村和英君。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

おはようございます。それでは、令和6年第4回瑞浪市議会定例会に上程いたします議案につきまして説明いたします。

お手元の議案予定表をご覧くださいと思います。

提出議案につきましては、条例案件が3件、人事案件が3件、その他の案件が1件、予算案件が5件、認定案件が7件の合計19件となります。

人事案件の3件につきましては、後ほど、市長から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、条例案件から順次、説明いたします。

議第58号 瑞浪市国民健康保険条例の一部改正は、急患等として保険医療機関を受診した被保険者の保険料の徴収猶予期間を最長1年とするための所要の改正となります。

次に、議第59号 瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正は、土曜日に開所する地域子育て支援センターを桔梗地域子育て支援センターのみとするための所要の改正です。

議第60号 瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定につきましては、都市計画法第16条第2項及び第3項の規定に基づき、地区計画等の案の内容の提示方法、意見の提出方法、地区計画等に関する申出の方法を定めるものであります。

人事案件3件は後ほど、市長から説明いたします。

先に、その他の案件について説明いたします。

2 ページをお願いします。

議第64号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務に、行政機能の広域化に関する調査・研究の実施を追加するものであります。

次に、予算案件です。

議第65号 令和6年度一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算にそれぞれ6億7,610万円を追加し、また、繰越明許費、債務負担行為の追加を行うものです。

補正の内容は、決算剰余金の積立、小規模保育事業所施設整備補助事業、瑞浪駅周辺再開発事業（駅南地区）などでございます。

議第66号 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ2,350万円を追加するものです。

次の議第67号 国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ3,330万円を追加するものです。

議第68号 駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ970万円を追加するものです。

次のページ、議第69号 水道事業会計補正予算（第2号）は、資本的支出に320万円を追加するものです。

次の認定案件です。

認第1号 令和5年度一般会計決算の認定についてから、認第7号 令和5年度下水道事業会計決算の認定についてまでの7議案については、それぞれ会計の決算がまとまりましたので、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものでございます。

以上、令和6年第4回市議会定例会に提出する、人事案件3件を除く議案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（樋田翔太君）

次に、市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、人事案件につきまして、3件、説明させていただきます。

はじめに、議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

人権擁護委員の渡邊喜美代委員の任期が、令和6年12月31日をもって満了となります。引き続き、渡邊喜美代さんを人権擁護委員の候補者に推薦したいと思いますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議第62号 瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、教育委員会委員の柴田洋子委員の任期が、令和6年9月30日をもって満了となります。引き続き、柴田洋子さんを教育委員会委員に任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

続いて、議第63号 瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、監査委員の小栗孝信委員の任期が、令和6年9月28日をもって満了となります。新たに小野保さんを監査委員に選任したいと思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（樋田翔太君）

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（樋田翔太君）

次に、提出議案の取扱いについて、事務局長が説明します。

議会事務局長 大山雅喜君。

○議会事務局長（大山雅喜君）

ただ今、説明を受けました今定例会に提出されます議案19件の取扱いについて説明いたします。

はじめに、条例案件、議第58号から議第60号までの3議案につきましては、初日に上程及び説明、9月9日の議案質疑の後、所管の常任委員会へ付託し、9月10日の総務厚生学教委員会、11日の地域経済建設委員会で審査いたします。

次に、人事案件、議第61号から議第63号までの3議案につきましては、初日に上程及び説明後、引き続き質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、その他の案件、議第64号につきましては、初日に上程及び説明、9月9日の議案質疑の後、所管の常任委員会へ付託し、9月10日の総務厚生学教委員会で審査いたします。

次に、予算案件5件並びに認定案件7件につきましては、定例会初日に上程及び説明後、予算決算委員会へ付託し、9月12日、13日の予算決算委員会で審査いたします。

9月16日は予算決算委員会の議案審議が残っていれば先に審査をし、審査終了後に事業評価を行います。

定例会最終日となる9月27日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会いたします。

説明は以上です。

○委員長（樋田翔太君）

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、提出議案の取扱いについては、ただ今の説明のとおり取り扱うことといたします。

○委員長（樋田翔太君）

ここで、執行部の皆さんは御退席願います。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

誠に申し訳ありませんけれども、今日、全員協議会があるわけですが、全員協議会の終わった後、5分ほどで結構なんですけど、ちょっと岐阜県の知事選のことについて、執行部の退席をしてもらった後、状況報告を少しさせていただきたいと思いますので、お時間いただければありがたいなと思います。

○委員長（樋田翔太君）

終了後に退席してですね。

○市長（水野光二君）

はい。職員は退席して、委員はそのまま残っていただいて、10分ぐらい、今の状況の報告をさせていただいて、情報共有していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（樋田翔太君）

はい、大丈夫です。

では、執行部の皆さんは御退席願います。

〔執行部 退席〕

○4番（熊谷隆男君）

次にやるやつの資料だけちょっと作ってもらえない。

○委員長（樋田翔太君）

そうですね。暫時休憩といたします。

午前9時13分 休憩

午前9時16分 再開

○委員長（樋田翔太君）

暫時休憩を解きます。

○委員長（樋田翔太君）

次に、2、市民政策提案書の取扱いについてを議題といたします。

今回、陶町の可知井さんから提出された提案書につきましては、総務厚生学教委員会に付託したいと考えておりますが、御審議のほどお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

今、議会改革特別委員会でも、市民政策提案についても非常に扱いが難しいというか、いわゆる運営上。例えば、今回の件も陶町から出るとる案件でありながら、委員会付託をすると加藤議員は出席できないと。

これ何かのあれによれば、そういうことっていっぱい出てくるわけで、この見直しについては、今年度中に議会改革特別委員会でもた出させてもらおうということは前提で、今は示された基準で対応するということ言えば、それを受けるかどうかは議長判断によるところですけども、粛々と進めていただくということではよろしいのではないかと。

ただ、このことに関しては、うちの会派から言わせてもらえば、1回同様なことの説明を、その本人、可知井さんに来ていただいてレクチャーを受けた、話を聞いた。そこで一つの線をということの意味合いがあったというふうに思うわけです。

どうしても市民政策提案を出したいと、採択、不採択を決めてほしいということでもあります。

皆さんは簡単に考えられるかもしれませんが、採択にしようが、不採択にしようが、趣旨採択にしようが、議会最終日にはそこで議会の姿勢を報告する形になるということです。

どういうことにしても、そのことが議事録にも載るということでもありますので、その辺も粛々とやるということで、ある程度承知しますので、その辺も考えていただいて、対応は、委員長の言われるように、粛々と規則にのっとって進めてもらったらいいんじゃないかなと。

ただし、そういうことも前提、先々にあれで、議会改革特別委員会からしてみれば、今回のこのやり方というものの修正も考えていただきながら、やっていただければありがたいかなと思うところでは。

○委員長（樋田翔太君）

今おっしゃいましたように、陶町の加藤議員がその委員会に入ってませんので、議会運営委員でもありませんし、これについて議論する立場にないですけども、そういったことも今後の課題として考えていけばというふうに思います。

今回のこの案件につきましては、提出の要件どおり出されておりますので、議会運営委員会から総務厚生学教委員会への付託を考えております。

その方向で、総務厚生学教委員会において、採択、趣旨採択、不採択の3通りで結論を出していただきたいというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

2番 棚町 潤君。

○2番（棚町 潤君）

この文章を読ませてもらうと、添付資料がないです。

下記のとおり、資料等を添付し提出いたしますって書かれてるんですけど。

○委員長（樋田翔太君）

この1枚だけです。

○2番（棚町 潤君）

それがないので、内容が判断できなかったの。それと同じなのか、変わってるかも分からないし、もし出されたものであれば、添付してほしいと。

○委員長（樋田翔太君）

そうですね。確認しときます。

4 番 熊谷隆男君。

○4 番（熊谷隆男君）

これは総務厚生学教委員会へ付託ということで、議会運営委員会で決められることはそこまでで、そこで諮るの、次にやるのは総務厚生学教委員会になるわけやけど、要は当事者の説明を受けて、それを基準に従ってそれをやってもらうに、日程的なものも考えてもらって、委員会の後になるのか、別で取るのか、その辺については、議会日程になるので、議会運営委員会のほうの話にならんかなということを思うところで、委員会のほうで入れるというよりは、会期中の日程の中に。

それ別に了解取る必要はないけど、日にちがいろいろ重なってもいいかんで。

○委員長（樋田翔太君）

そうですね。

○4 番（熊谷隆男君）

それともう一つは、前回、市民政策提案をやったときに、同じようなことで、当初はいないということであると、全員の方に、仮に言えば傍聴で入ってもらって、それで、協議するときには別で、要は議員協議会のような形で決めてもらうということであるのか、その先々、議会運営委員会がそれを率いて付託するのであれば、その辺まで決めてやらないと。

要は1回、それを決めるためにも委員会を開いて、またみんなの了解を得て、また次の日に考えるってということというのが、二度手間になるような話なんで、その辺のところは協議して決定してもらえばいいわけやけども。

もしそれがかなわないときには、前回これ出すときには、加藤議員は、紹介議員とは言わんけど、一番案内された方ですので、出てこずについていうわけにはいかんし、発言を求めて説明も聞かないかんと思うんですよね。議会で。

その辺のところは対応してもらわないと、全く聞いて、それだけでっていうわけにはいかん。質問も多くしないかんし、別日で、その採択、不採択は議員だけで協議してもらわないかんもんで、それを受け入れてもらうということで、その辺の調整だけは取ってもらったほうがいいやないかなと思うので、お願いしたい。

○委員長（樋田翔太君）

まず、棚町委員から質問があったんですけども、陶町の人口と年齢別の人口、陶の児童数の推移ですが、前に出されたときにはその添付資料がありました。しかし、今回のときには添付されてなかったの、聞いてみますと、前は出したので今回は別に添付しなくていいような発言をされておったというふうに聞いております。

前に出したときのものが資料等の添付と残っておる可能性が高いかなというふうに思っております。

す。

今回は同時に出されていないので、添付資料としては取扱いなくてよいというふうに思います。

○4番（熊谷隆男君）

もう一つ、いいかな。

○委員長（樋田翔太君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

思い出したので言うけども、プレゼンするっていうことが一番大きいわけですよ。本人が。そのときには、資料を別紙で出してもらおうとか、パワーポイントを使うっていうことを言われたときには、そういうことも事前に対応してもらいたいと。

いきなり来て、何もしでっていうことなのか、今の資料の話じゃないけど、説明してもらうのに、そういうのをちょっと気をつかってもらわんと、訳分からずに答えを出さんと。

○委員長（樋田翔太君）

一旦、暫時休憩を取ります。

午前9時26分 休憩

午前9時33分 再開

○委員長（樋田翔太君）

それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

○委員長（樋田翔太君）

休憩中に話し合いもありましたが、この政策提案につきましては、総務厚生学教委員会に付託することといたします。

その細かい点につきましては、事務局と協議して、また後ほど報告をお願いいたします。

以上です。

○委員長（樋田翔太君）

では、次に行きます。

次に、3、議会運営に関わる申合せ事項の見直しについてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて審議された事項について、委員長より報告いただきます。

議会改革特別委員長 熊谷隆男君。

○議会改革特別委員長（熊谷隆男君）

お手元に資料があるかと思いますが、議会改革特別委員会で協議したところで、いろいろ、皆さんからその前に提案を受けて、議会改革特別委員会で扱うことというのは、まずは議場、委員会への持込みということ、それから、議案質疑はまだ話し合ってませんが、これからの検討課題

としています。

そして、もう一つはモニターの使用、討論の通告期限、それから、今の市民政策提案であるとかいうことの調整の中で、委員会についての明記ということを取扱うというようなことでお願いしております。

それで、今回、もう既にこれはいいのではないかとということで、委員会にも聞いて出したことが、まずはお手元の資料の議会運営に関する主な申合せ事項の一部改正についてになりますけども、ここには、まず本会議の討論について、通告期限は「採決の前日正午までとする」というのが。間違った。「午後5時までとする」というのが今までのあれでした。

午後5時までには討論の通告をされて、次の日に反対討論が出て、賛成討論をとということで、反対討論が出たことをも周知することなく、求めるということになると。

今やと、もう、「恐らく出るらしいよ」というようなことでやっとなるような、ちょっとあやふやなところがあるわけです。それは、事務局も大変厄介だと。厄介だというか、時間的には難しいと。

そやから、今の移すほうのやつに広がるっていうことやね。というように、この「前日の正午までとする」ということの改正案であります。これがまず1点。

それから、次に、携帯品についてですけども、これは申合せ事項の一部改正ですので、「本会議、委員会、協議会に体調管理のための水分補給用マイボトル等を持ち込むことはできる。ただし、議場へ配置しないこととする」という。

これまでは「携帯電話の持込みは電源を切るものとする」というのが上がってたわけですけど、これだけしかなくなったわけですけども、大阪府議会ですかね。が持込みということを明文化したというところで出てました。

これはマイボトルで、特にこのコロナ禍においてということと、それから、暑いと、酷暑であるということも含まれて、体調管理という面ではマイボトルという表現は、買ったもののボトルでもいいし、持ってくる自分の水道水、自分のお茶を持ってくるにしても、自分のボトルでも可でいいのではないかと。

これを1回、案で、皆さんで、これは議会運営委員会で決定ができることなので、一度、取扱いについては持ち帰ってもらって結構ですし、皆さんの御意見。これ皆さんに関わることで、諮ってもらえばいいかと思えますけども。

この答えが出る、この文章になるまでの思考で言うと、大阪府議会の場合は「発言予定者のみ」ということの一文があって、要は発言しない者は要らないんじゃないかということ。そうすると、予算決算や普通の委員会は、皆さん質疑ができるわけやから、発言予定者に入ると。答弁者のほうも発言予定者になるから、答弁するほうの人も該当するということでもあります。

一般質問のときに、今、一般質問席にあるわけやけども、市長と、答弁する者、執行部のほうも、立て続けにずっと答えるっていうのもあれで言えば、執行部は、議員に限らずの話ですから、どちらもが、ただし、発言予定者であるかどうかということも、事務局とちょっと相談したところありますけども、聞いている人っていうか、いずれにしてもが飲みたいんやないかと。

傍聴規定も関係することで、次に傍聴の規定のほうもありますけど、これは規則ですので、これも議会運営委員会で諮って決められることなので、ここまでは今回、答えを出したいと。

これは、大まかに言えば、そういうことではなくて、全体、オーケーですよ。目に余るもの、特別な奇異なものに関しては、倫理規定とか、議長指導で、これは注意、もしくはもう止めてもらうというようなことの禁止は、そのときの判断でやればいい。

飲むことができるということだけをしようとする、こういう簡略な文言はどうであろうと。いろんな例を作らないで認めたらどうだということでの提案ですので、その辺だけお願いします。

それから、次が、その下の「委員長会」というのは、今まで全く記載がなかったんですけども、現実には委員長会が行われております。これは、この文言を追加するということで、設置目的で「各委員会の意見調整、連絡及び協議等を行うため委員会を設置する」と。

組織は、「この会は議長、副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長及び特別委員」、まあ、全ての委員長をもって組織することができる。

招集は、「会議は議長、副議長または委員長の要求により議長が招集し、主催する」と。

それから、代理出席、「各委員会の委員長が欠席する場合は、代理出席を認める」。特別に絶対出さなければいけないということではなくて、代理出席を認める、欠席する場合もあるという捉え方です。

それから、協議事項は、「事前調整及び協議を必要とする重要な事項に関すること、その他、議長が必要と認める事項に関すること」ということで、おおむねこれまでの基準に沿った文言になっています。

このことの、これを明記するということで、委員長会というものが、ある程度、議事を残すべき委員会にするというイメージがありますので、その3点をまず、この議会運営に関する主な申合せ事項で提案するという。

もう1枚のほうの傍聴規定は、今までは「帽子、外套、襟巻の類を着用しないこと」というのを、「コート、マフラーの類」という、今の言葉に置き換えると。それから、「飲食または喫煙をしないこと」ということになってたわけです。「体調管理のため、水分補給の場合は除く」ということを確認して、直すと。

ただ、これは、なぜこんな外套、コート、マフラー今っていうことになってくるとなると、これは国のほうの基準で、こういう見直しだけしかしてないので、傍聴ということというのは、国会なんか見てもらおうと分かるように、非常に厳しいと。傍聴規定というのが。そういうのにのっとって言うと、こういう文言を残したまま変わらないというのだけはあるという、それに従うということでの提案で、最初の議会運営で3点、それから、議会、市議会傍聴規定で1点ということの改正を諮っていただきたいということで、説明を終わります。

まあ、追加、もしあれば、事務局のほうで何かあれば、追加で言ってもらえればあれやけど。

○委員長（樋田翔太君）

どうぞ。

○議会議務局長（大山雅喜君）

今の流れでいくと、本当にマイボトル等の持込みは可ということなんですけども、現状は今、議長席と質問席と、市長の席、3か所あります。それをどうするかということの提案を考えなきゃいけないと思います。

それは残した上で、新たにマイボトルをオーケーにするのかということですので、一般質問席にあるんですけども、もし、それをなくしてしまうと、自分のボトルを持って行って、そこで飲むということになるんですけど、なかなかタイミング的にも難しいんじゃないかなという気がしますので、そのへんを運用したいかなというのを少し考えていただくとありがたいです。

○委員長（樋田翔太君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

今の局長の説明のように、全くオールフリーということであれば、あそこでお茶を出してもらう必要もなくなってくるということに合わせて、描かれる絵面は、傍聴のほうは飲食は申請で、見てみえる方が、下見たらみんなお茶飲んどったぞというの、何となく本会議においては、絵面としては何となく傍聴のほうには厳しくてっていうのを疑われんかなというところもあるわけやけど、これ議論をしてもらおうということも大事で、皆さんの意見を聞きたいということです。

それで、かと言って、そんなことあんまり細かく規定するというのも、本当に細かい規則で縛るようなこともよろしくないのではないかなと。

委員会に関しては、委員会以下、協議会、それから、議員協議会、その他の協議会においては、自由でいいと思うんですね。発言予定者としても、みんなが発言予定者となり得るので、要は本会議の一般質問のときの対応だけを別個にするのか、もうそれもなしで全て同じようにするのかというところが一番聞きたいところであります。

もう一つは、きっと基準を大事にする意見で考えられることは、全て許可する文言を、例えば、議長が「上着の着脱を許可します」という言葉を言うのと同様で、会議が始まるときに「飲物のマイボトルの持込みを可とします」ということの文言を入れるかどうか。そういう詳細についても、もし意見があれば聞かせていただきたいということです。

一度、提案者が言うことじゃないかもしれんけども、持ち帰って相談してもらって、答えを出してもらうというのはあれですが、なるべく早急に出して、この暑い酷暑のときの後半部にはあれなので、開会始まって、開かれる折には、開催をするときには、答えを出すような日程で考えていただくとうありがたい。

○5番（柴田増三君）

そもそも今、市長とか、一般質問やるときに出してる。あんなやつはどこに規定があるのか。

そもそもがそういう規定がないところにやりよったもんで。

○4番（熊谷隆男君）

そういうことで言えば、持込みはあかんけども、持ち込んどるやないかっていう話になるわけや

けど、昔からの慣例によるところなのでしょう。

○委員長（樋田翔太君）

熊谷議会改革特別委員長からも発言がありましたけども、議会改革特別委員会の中では、おおむねこのような内容でいいんじゃないかというような話だと思います。ただ、参加されてない方が見えるので、一度、各会派へ持ち帰っていただいて、それでいいかの確認を取っていただくことがよいかというふうに私は思いますが。

○5番（柴田増三君）

基本的には今度の議会から可にしたらいい。

○4番（熊谷隆男君）

皆さんの意見になるので、柴田委員、それはまた会派のほうで言ってもらえればいいと思います。代表して、皆さんどうですかということで、諮っていただければ。

○委員長（樋田翔太君）

5番 柴田増三君。

○5番（柴田増三君）

ここまで、また、会派で聞いたりとかすると、ここで決定するなんて話なら、あれやな。

○委員長（樋田翔太君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

日程的には、これ開会前に会派で相談していただいて、開会後に議会運営委員会をちょっと開いていただいて、そこで答えを出してもらえれば即という予定だね。議案質疑の日は、議案質疑、短いのが今までの慣例なので、その後に入れてもらって、それだけ書き取ってもらえばいいかなと。

今、いろいろ細かいことを言ったけど、この文言にはあんまり関係ないわけ。机の上に出すということと、水分補給のマイボトルの持込みが可ですと。柴田委員が言われるように、今まで書いてないんやから、今までだって持って入ることができたかもしれんやないかということですね。

それを明文化するということなので、ここまで決めて、これだけ認めていただければ、細かい部分の、今言った議長の言葉の中に入れるかどうかというようなことは、後で考えてもらってもいいので、ただ、そういうことも配慮の上で、この言葉だけ認めていただければ通したいということです。

○委員長（樋田翔太君）

どうでしょう。

一回、持ち帰るということで。

では、一旦持ち帰りということで、次に開かれる議会運営委員会で議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（樋田翔太君）

次に、4、視察についてです。

日程が確定しまして、10月22日、23日となりました。ちょっとまだ昼食の場所やホテルが確定していないもので、皆さんに示しできるものはありませんけども、22日は8時5分に瑞浪駅集合というところは決まっております。

その次の日は帰ってきて、恐らく18時15分に瑞浪駅解散となる予定でおりますが、中身につきましてはまたでき次第、Dropboxへ入れさせていただきます。よろしくお願いします。

初日が甲州市、2日目が大町市になりますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○委員長（樋田翔太君）

次に、5、その他を議題といたします。

何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樋田翔太君）

発言もないようですので、これをもちまして、令和6年第14回議会運営委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

午前9時50分 閉会